

教育機関組織規則の一部改正について

令和4年3月22日

教育庁教育総務課

043-223-4143

1 主な改正点

- (1) 本規則の対象となる教育機関から博物館を削除（第1条）
- (2) 博物館の移管に伴う節の削除（第5節）
- (3) 博物館に勤務する職員の職の削除（第18条第1項、第20条第1項第1号）

2 施行期日

令和4年4月1日